

## 三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿 再開に向けたガイドライン

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、適切な感染防止対策の徹底と県外からの流入の回避を踏まえ鈴鹿スポーツガーデン再開に向けたガイドラインを次のように設定した。

### 1、適切な感染防止対策の徹底

#### (1) 感染防止対策の周知について

- 施設入口、施設内に感染防止への協力を求めた掲示を行う。
- ホームページにて感染防止への協力を求めた文書を掲載する。

#### (2) 利用者の体調確認方法について

一般利用者・団体利用者共に体調不良の者については入場・利用を禁止する。

##### 【一般利用者】

- 事務所受付、チケット販売所、入口ゲートで体調管理を求める掲示を行う。
- 事務所受付、入口ゲートで体調確認・検温確認についてスタッフによる声掛けをする。状況に応じて検温を実施する。

##### 【団体利用者】

- 利用予約時に利用当日の検温と利用数日前からの体調管理の徹底を伝える。状況により来場時に参加者全員の連絡先・健康状態（検温確認）を記した名簿の提出をお願いする。
- 利用当日には、事務所受付・入口ゲートで施設スタッフから団体責任者に対し口頭で参加者の体調確認・検温確認を行うとともに、未検温者には利用前に検温を実施するよう依頼する。
- 口頭による利用者への体調確認・検温確認後に異常がなければ、利用者から提出された申請書に確認済みのチェックを入れる。

#### (3) 体調不良者がいた場合の対応について

- 体調不良者は利用を中止していただく。状況に応じて名前・連絡先等の提出をお願いする。

#### (4) 人数制限や利用時間制限などの運用方法について

- クラスター発生や三密の恐れが考えられる場合は、県主催のイベントの開催基準に準拠して利用許可を検討する。
- 当面の期間、県内の方のみの利用とし、県外の方の利用は不可とする。また、県内の方の利用申請であっても県外の方の参加がある場合は利用をお断りする。
- 営業時間は9時から21時とする。
- 団体利用については人数制限を行う。(50名を目安とする)
- 団体利用の責任者には参加者全員の名前・連絡先の把握をお願いする。
- 会議室・控室・更衣室等について密集が懸念される場合は原則利用禁止とする。なお、三密の防止対策が徹底できる場合は、利用時間の短縮・利用人数の制限を条件に利用を許可する。
- 会議室、控室の利用は15名程度とする。二部屋続きで利用する場合は30名程度とする。加えて次のことを徹底する。
  - ・マスクの着用を徹底する。
  - ・人と人との間隔を2m以上確保する。
- 水泳場更衣室
  - ・密集が懸念される場合は一度に利用できる人数を制限する。(10名程度)
- 庭球場コート

- ・屋外コート・シェルターコート共に1コート8名迄とする。
- トレーニング室
  - ・当面の間使用を中止する。
- シャワー室
  - ・水泳場を除く施設のシャワー室の使用を禁止する。
- 水泳場温浴槽
  - ・当面の間使用を禁止する。
- (5) 換気や消毒の場所、方法、タイミングについて
  - 会議室・控室等の利用にあたり利用者による定期的な換気(1時間毎)を依頼する。
  - 屋内施設・会議室・控室等について密集が懸念される場合は原則利用禁止とする。なお、三密の防止対策が可能な場合は、滞在時間の短縮・制限を条件に利用を許可する。
  - 会議室・控室・更衣室等の利用後にはドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。トレーニング室については、利用後にマシーン等の消毒も行う。
  - 各施設で入口、トイレ、会議室等不特定多数の利用が考えられる場所に手指消毒用アルコールを設置し手指消毒を推奨する。
- (6) 使用許可をする競技団体について
  - 「比較的少人数(50名程度)」・「県外からの参加者が見込まれない」・「三密の発生が想定されない」の条件を満たす競技団体については、徹底した感染防止対策を条件に使用許可する。
- (7) 施設スタッフの感染防止対応・対策について
  - マスクを着用し、手指消毒を遂行する。
  - 管理事務所・使用している部屋等の換気(窓や出入口の開放)を行う。
  - 定期的にドアノブ、手すり、スイッチ等を消毒する。
  - スタッフの出勤前の検温を実施する。
  - 管理事務所受付口に透明の防護用仕切りを設置する。

## 2、県外からの流入の回避対策

- (1) 県外利用者への対応について
  - 県外からの利用者については、当面の間利用を不可とする。
  - 団体利用については予約を受ける際には、口頭により利用者の住居県を確認し、県外からの利用者については当面の間施設利用を自粛いただくようお願いする。
  - 団体利用者が県外在住でないことが口頭にて確認された後、利用者から提出された申請書に確認済みのチェックを入れる。
  - 利用団体の代表者が県内在住者であっても参加者の中に県外在住者が含まれる場合は利用中止を求める。
  - 施設の入口や施設内、施設駐車場への張り紙掲示並びにホームページへの掲載等により周知徹底する。
- (2) 県外者であることの確認方法について
  - 施設予約受付については必ず施設管理スタッフによる直接受付となるので、県外からの利用者には現在の状況を説明し利用をご遠慮または延期いただくようお願いする。
  - 本施設は、県外からの利用者が多い施設であることから、入場時に県外在住者と思われる方には体調確認・検温確認に加え可能な限り住居地の確認を行うなどし、県外からの来場者である場合は三重県の方針を伝え利用を控えていただくようお願いする。